

第2章 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

1 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 施術所開設届

1 事 案	施術所を開設した場合、開設後10日以内に届け出る
2 根拠法令	法9条の2(9条の5)、則22条(25条、26条)
3 提出宛名	知事(保健所長受理)
4 提出部数	2(進達1、控1)
5 添付書類	<p>(1) 施術に従事する者の施術者免許証の写^{*1}</p> <p>(2) 施設の位置図^{*2}</p> <p>(3) 施設の構造設備の概要及び平面図^{*3}</p> <p>(4) 業務に従事する施術者の本人確認ができる書類^{*4}</p> <p>(5) 法人開設時は定款・登記簿謄本、株式会社等開設時は登記簿謄本</p> <p>*1: 免許証の写 施術者免許証の原本を保健所に持参し原本照合を受けること。</p> <p>*2: 施設の位置図 主要な道路、近隣家屋等との位置関係が把握できるもの。</p> <p>*3: 平面図 施術所各室のスケール・面積、用途、施術台等の主たる設備が記載されたもの。</p> <p>*4: 本人確認ができる書類 運転免許証又は健康保険証等の本人確認ができる書類の原本</p>
6 事務処理	収受 - 起案 - 決裁 - 進達(調査、開設届出済証の交付、台帳作成)
7 審査要領	<p>(1) 届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。</p> <p>(2) 業務に従事する施術者と添付の免許証写に相違はないか。</p> <p>(3) 施設の名称は医療法3条並びに広告関係通知に違反していないか。</p> <p>(4) 構造設備(則25条、26条)に問題はないか。</p> <p>(5) 運転免許証等確認書類は同意が得られれば写を添付、得られない場合は原本確認の旨記載。</p> <p>(6) 開設後10日以内の届出が行われてない場合、遅延理由書又は顛末書を添付しているか。</p> <p>(7) 既に他の施術所で勤務する施術者が掛け持ちで業務を行う場合は、無資格施術が行われることがないように施術時間等を窓口で確認し、必要に応じて届出書に追記すること。</p> <p>(8) 本庁進達時に保健所で行った開設時調査書を添付すること。 開設時調査では、届出内容との整合、違反広告の有無、構造設備の概要の確認(施術台・消毒設備・空調・カーテン等の構造設備が平面図に記載のない場合は追記)、 「施術所開設に関する調査書」による調査、法定外医業類似行為を行う場合の分離又は関係法の遵守等について、確認を行い、違反を認めた場合は指導を行う。</p>

(様式1)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 施術所開設届

1 開設年月日

2 施術所名称 (フリガナ)

3 開設の場所 〒 TEL

4 法第1条に規定する業務の種類 あんま ・ はり ・ きゅう

5 業務に従事する施術者の氏名(フリガナ)及び晴盲の別

6 構造設備の概要及び平面図

7 消毒設備等

上記により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 施術所開設の届出をします。

年 月 日

開設者 住所 〒 TEL

(フリガナ)
氏名

長崎県知事

様